⑼　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者(主任(監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理)技術者等未経験者育成型(工事)」の工事である。

⑽　本工事は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑾　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

⑿　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

⒀　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、速やかに発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⒁　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き)、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式)」契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。「工事設計書」については、契約後に適宜、東北地方整備局港湾空港部ホームページにより公表する。

⒂　本工事は別冊特記仕様書の「【別紙】試行等一覧」に示す試行等の対象工事である。

⒃　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。)における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。)について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

⒄　本工事に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和６年度補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾土木工事」の決定の際に算定した客観点数が次に示す数値以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が次に示す数値以上の者であること)。

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者　1,150点以上

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員　850点以上

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　平成21年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体での実績においては、代表者を含む構成員のいずれか１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・同種工事は、同一の防波堤工事において、実質量2,600ｔ／函以上のケーソン据付及び12,000㎥以上の捨石投入（捨石は基礎捨石・被覆石を対象とし、合算数量可）を実施した工事。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・同種工事は、同一の防波堤工事において、ケーソンの据付及び捨石投入（捨石は基礎捨石・被覆石のいずれかに限る）を実施した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成21年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者又は監理技術者の工事の施工経験は求めない。

ただし、経常建設共同企業体での実績においては、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が同種工事の施工実績を有していればよい。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

・同種工事は、同一の防波堤工事において、ケーソンの据付及び捨石投入（捨石は基礎捨石・被覆石のいずれかに限る）を実施した工事。

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）も同種工事として認める。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、技術指導者は別件工事で指導することができない。

①　上記⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　別件工事で専任配置されていないこと。

③　定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任（監理）技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。また、配置予定主任（監理）技術者が⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾土木工事のうち、令和４年度～令和５年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）令和５年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。